

道守活動における新たな支援について

令和2年6月1日より、道守活動を実施されている皆さんが「**新たな支援**」を受ける事が出来る様になりました。

支援① 保険加入の支援

清掃及び緑化活動における保険加入を支援します。

※自治体の保険制度や地域づくり協会等の支援により保険に加入している場合は除きます。

支援② 消耗品等の支給・貸与

清掃及び緑化活動における消耗品等を支援します。

○支給可能な消耗品等

種子、花苗、肥料、プランター、サインボード、その他消耗品（ゴミ袋、軍手等）

○貸与可能な消耗品等

長崎河川国道事務所保有の清掃用具、剪定用具

「**新たな支援**」を受けるためには**2つの条件**があります。

条件① **直轄国道（長崎河川国道事務所管理の国道）での活動**

長崎河川国道事務所が管理する国道（国道34号・国道35号・国道57号・国道205号）での活動であること。

条件② **ボランティア・サポート・プログラムの協定が必要**

長崎河川国道事務所と（場合により市町村も）ボランティア・サポート・プログラムの協定を結ぶ必要があります。

ボランティア・サポート・プログラム（VSP）とは？

○地域や企業の皆さんが実施団体となり、道路の清掃や緑化活動を行い、地域にふさわしい道づくりを進める取り組みです。

○「実施団体」と「道路管理者（長崎河川国道事務所）」（場合により「協力者（市町村）」）で協定を結び、具体的な清掃回数などの細かい取り決めを行います。

詳しくお聞きになりたい方は、下記へお問い合わせください。

国土交通省 長崎河川国道事務所 調査第二課 古賀（道守担当）

住所：〒851-0121 長崎市宿町316番地1

TEL：095-839-9861 FAX：095-839-9648